

## 浄化槽保守点検業の登録申請について

宮城県環境生活部廃棄物対策課

1. 申請書類の受付窓口及び提出部数
  - ・主たる営業所の所在地が仙台市内にある場合
    - 廃棄物対策課 1部
  - ・主たる営業所の所在地が仙台市以外の宮城県内市町村にある場合
    - 主たる営業所の所在地を管轄する保健所 正副2部
2. 申請手数料(宮城県の収入証紙で納入すること。)
  - ・新規・更新の登録を申請する場合: 28, 800円
  - ・変更の登録を申請する場合: 17, 800円
  - ・登録簿の謄本の交付を申請する場合: 350円
3. 申請書類の内容
  - (1) 新規・更新の登録を申請する場合
    - ① 浄化槽保守点検業登録申請書(様式第1号)
    - ② 誓約書(様式第2号)
    - ③ 器具明細書(様式第3号)
    - ④ 営業区域ごとに連絡をとっている浄化槽清掃業者の氏名及び住所並びに営業所の名称及び所在地を記載した書面(任意の様式)
    - ⑤ 事業計画書(任意の様式)
    - ⑥ 申請者の住民票の抄本(申請者が法人である場合には、その法人の登記簿謄本及び定款又は寄付行為)
    - ⑦ 申請者の略歴書(申請者が法人である場合には、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)の略歴書)(様式第11号)
    - ⑧ 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の免状の写し
    - ⑨ 浄化槽管理士研修会の修了証明書の写し(更新申請のみ)
    - ⑩ 営業区域ごとに保守点検の委託を受けている浄化槽の基数を記載した書面(様式第12号)
    - ⑪ 営業所付近の見取図
  - (2) 変更の登録を申請する場合(新たな営業区域を設けようとする場合)
    - ① 浄化槽保守点検業登録申請書(様式第5号)
    - ② 上記②から⑩までに掲げる書類
  - (3) 変更の届出を行う場合(条例第3条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合)
    - ① 浄化槽保守点検業登録事項変更届(様式第6号)
    - ② 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める添付書類
      - ・氏名及び住所(法人の場合、法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)に変更があった場合
        - 住民票の抄本(法人の場合、登記簿謄本)
      - ・営業所の名称及び所在地に変更があった場合
        - 所在地変更後の営業所付近の見取図
      - ・法人の役員(業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)に変更があった場合
        - 登記簿謄本、役員の新旧一覧表(就任・退任等を明示)、略歴書(新たに追加される役員のみ)
      - ・法人の役員(業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名及び住所に変更があった場合
        - 当該役員の略歴書
      - ・浄化槽管理士に変更があった場合
        - 営業所に新たに置かれる浄化槽管理士の免状の写し、浄化槽管理士の新旧一覧表(浄化槽管理士の氏名、免状交付番号、専任営業区域を記載したもの)
      - ・浄化槽管理士が担当する営業区域に変更があった場合
        - 営業所に新たに置かれる浄化槽管理士の免状の写し、浄化槽管理士の新旧一覧表(浄化槽管理士の氏名、免状交付番号、専任営業区域を記載したもの)
      - ・浄化槽管理士免状の交付番号に変更があった場合
        - 当該浄化槽管理士の免状写し
  - (4) 廃業等の届出を行う場合(条例第8条各号に該当することとなった場合)
    - ・浄化槽保守点検業廃業等届(様式第7号)
  - (5) 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を請求する場合
    - ・浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書(様式第13号)

注) \_\_\_\_\_の付いている書類は発行日より3ヶ月以内のものの原本をお願いします。